



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町 436 番地の 2
株式会社 エスケーエレクトロニクス
代表取締役社長 石田昌徳
(コード番号: 6677)

問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 藤 原 英 博
経 営 戦 略 室 担 当
電 話 番 号 075 (441) 2333 (代表)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）（ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 6 月 28 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

| | | |
|-----------------|---|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | : | 113,684 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | : | 11,254,716 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | : | 11,368,400 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 32,760,000 株 |

(3) 分割の日程

| | | |
|--------|---|-----------------------|
| 基準日公告日 | : | 平成 25 年 6 月 14 日（金曜日） |
| 基準日 | : | 平成 25 年 6 月 30 日（日曜日） |
| 効力発生日 | : | 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日） |

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

(参考) 平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は、1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④現行定款第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>327,600</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>32,760,000</u>株とする。</p> |
| | <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> |
| <p>第 7 条</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第 3 4 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>第 8 条</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>第 3 5 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> |
| | <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日とする。</u></p> <p><u>2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p> |

(3) 変更の日程

効力発生日：平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

以 上